

平成28年度

第1回

南三陸町都市計画審議会

平成28年4月5日（火） 16:00～

南三陸町役場大会議室

署名委員

阿藤 東彦

日 時：平成28年4月5日  
16:00～16:45  
於 : 役場大会議室

## 1 出席者

都市計画審議会委員

阿蘇東彦委員、及川善祐委員、佐藤雄一委員、千葉教行委員、山本貴和委員、  
吉田信吾委員、今野雄紀委員、高橋兼次委員、三浦清人委員

事務局（復興市街地整備課）

最知副町長、小原田課長、男澤課長補佐、岡部係長

傍聴者

報道関係者・一般傍聴者ともになし

## 2 開 会

### ■委員の紹介

【事務局】 昨年10月13日に委員の皆様には辞令を交付させていただいている。今回は改選後初めての審議会となるため、紹介の意味も含め、一人ひとり名前を呼ばせていただきたいと思う。

なお、今お座りの席は学識経験を有する委員の方、町議会の委員の方ともに五十音順の仮の配席となっている。申し訳ございませんがこの席順で皆様のお名前を呼ばせていただきたい。（委員全員の名前を読み上げていく）

本日、鈴木委員においては所用により欠席される旨報告があった。鈴木委員は本年4月1日付けで気仙沼土木事務所長に就任された方である。前任の佐藤委員が昨年度3月31日付けで気仙沼土木事務所を離れることとなり、都市計画審議会委員を辞する報告があったため、新しく気仙沼土木事務所長となる鈴木委員が都市計画審議会の委員を引き受けていただくこととなった。

以上、10名の方に都市計画審議会の委員をお願いしている。

### ■議席の配置

【事務局】 本日の都市計画審議会は改選後、初となるため議席の位置を決定したい。①から⑩までの抽選棒を用意しているので、五十音順に引いていただきたい。（参加委員全員に抽選棒を引いてもらう）

配席表の番号の所に席の移動をお願いする。（議席位置に移動が完了）

### ■資料確認

【事務局】 お手元の資料確認をさせていただきたい。

（次第、配席表、審議会委員名簿、議案書、参考資料1「志津川都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更」）

資料等の不足等はございませんか。

【委員】 なし。

### 3 挨拶

【最知副町長】

皆様こんにちは。本来であれば町長が皆様にご審議のお願いのご挨拶を申し上げるところでございますが、出張中でありますので代わって一言ご挨拶をさせていただきます。本日は年度初めのお忙しいところ、第1回都市計画審議会にご出席いただきまして感謝申し上げます。

委員の皆様ご承知のことと思いますが、本町の総合計画は、合併時に10年間である2016年度までを計画期間として進めてきたところでございます。しかし途中で東日本大震災が発生し、復興計画を策定いたしました。復興に軸足を移した形で進めてきたことが現状でございます。その後本年1月でございますが、震災復興計画の役割を発展的に継承・包含した形で第2次総合計画を策定いたしまして、この4月から10年間を計画期間としてスタートを切ったというところであります。その中で志津川地区に造成を進めてきた東・中央・西団地につきましては、年内に造成を完了し、移転を予定している皆様に一日でも早く引渡しを実施したいと思っております。本日もご審議いただきますのは、その団地の内、この5月に引渡しを予定している東団地北工区の宅地の数の変更等でございます。新年度での初めての審議会ではございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、簡単ではありますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

### 4 議 事

#### (1) 南三陸町都市計画審議会会長の選出

【事務局】 本件に関しては副町長を座長とし議事を進めさせていただきます。

【最知副町長】 本審議会条例第4条第1項の規定に基づき、知識経験を有する委員から会長の選任をお願いしたい。推薦があれば願います。

【委員】 佐藤雄一委員を推薦する。

【最知副町長】 ただいま佐藤雄一委員を推薦するという意見が上がった。他にございませんか。

【委員】 なし。

【最知副町長】 それでは佐藤雄一委員を都市計画審議会会長とさせていただくことに異議はございませんか。

【委員】 異議なし。

以上、都市計画審議会会長は佐藤雄一委員に決定。

## ■挨拶

【会長】 皆様本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ただいま都市計画審議会会長ということで、皆様から選任いただきました。議長という立場は経験したことはありませんが、皆様のご協力を得ながら全うしたいと思っております。

普段は主に建築業を生業としていまして、現在では宅地造成しております入谷から始まり戸倉までを担当しています。協議会の中の一員としまして組合長をやっているものですから、現職として頑張っている所でございます。その中で公営住宅につきましては、いろいろな形で携わってまいりましたが、日々仕事を通じまして、都市計画が成されたところ、色々な形で物事が進んでいると自分なりに感じているところです。その根幹を成す都市計画審議会の委員の皆様にも多大なるご理解とご協力をいただきながら、不慣れではありますが、皆様とより良い南三陸町ができますよう、そしてまた震災を受けた方々が一日も早く帰って来られるよう、私も頑張りたいと思っております。皆様のご協力とご理解を賜れますようお願いを申し上げ、会長の席に就かせていただきます。

## ■副町長退席

【事務局】 審議前ではあるが、最知副町長は他の公務のため、退席させていただきます。それでは以降の進行を会長にお願いする。

## (2) 南三陸町都市計画審議会会長職務代理者の指名

【会長】 審議会運営規程第4条第3項の規定に基づき、都市計画審議会会長職務代理者の指名を行う。それでは都市計画審議会会長職務代理者を吉田信吾委員にお願いしたいと思う。

【委員】 異議なし。

【会長】 吉田委員よろしく申し上げます。

以上、都市計画審議会会長職務代理者は吉田委員に決定。

## ■議事録署名委員及び傍聴申出について

### ①議事録署名委員

【会長】 審議会運営規程第4条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名する。本日の会議議事録署名委員に阿蘇東彦委員を指名する。

### ②傍聴の申出について

【会 長】 審議会の公開に先立ち、一般傍聴者及び報道関係者の傍聴申出について、事務局より報告願う。

【事務局】 本日の一般傍聴者及び報道関係者の傍聴については、申出が無かったことを報告する。

【事務局】 本日の議案に対して、南三陸町情報公開条例第8条各号に規定する、公開することができないとされる情報及び個人情報に含まれておらず、非公開とする事由は認められません。従いまして、本審議会は全て公開しても差支えないものとする。

【会 長】 それでは、本日の審議会は全て公開とし、傍聴についても認めることとする。

### (3) 第1号議案 志津川都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更

【会 長】 第1号議案について事務局より説明を求める。

#### ①志津川都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更について

【事務局】 それでは、「第1号議案」の志津川都市計画「一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更」について説明する。

まず始めに、志津川都市計画の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」とは、津波が発生した場合においても、都市機能を維持する拠点となる一団の市街地を、都市計画法に基づく「都市施設」として位置づけているものである。行政機関や学校、その他の公益性の高い施設などを、津波被害を受けない安全な一団の高台に配置するとともに、あわせて、復興の「住宅地」などを整備することで、津波災害に強いまちづくりを進めるものである。

また、こうした市街地を形成するための事業である「津波復興拠点整備事業」を行う場合は、この都市計画の指定が要件となっている。南三陸町では「なりわいの場所は様々でも住まいは高台に」を復興のスローガンとして「まちづくり」を進めており、志津川市街地においても、当都市計画を指定し、津波復興拠点整備事業などにより高台の造成工事を進めているところである。

今回の変更については、平成26年に行った高台の団地登録手続きを経て決定した登録結果による戸数の見直しや、登録者からなる「まちづくり検討会」でのご意見等を踏まえて、造成計画や土地利用の見直し、また防集宅地、災害公営住宅、公益的施設等の配置見直しを行ったものである。

資料1の都市計画の変更経緯等をご覧いただきたい。これまでの経緯を簡単にまとめている。当該都市計画は、当初、平成24年8月3日に東地区約24.4haを指定し、第1回変更として、同年9月18日に中央地区(17.4ha)を追加し、約41.8haとしている。その後、第2回変更として、平成25年10月25日に東地区および中央地区の土地利用計画の変更や区域の見直し、また東地区北工区の追加などで5.8

h aの面積増となり、約47.6haとしている。

その後、第3回変更として、平成27年1月16日に東地区の土地利用計画の変更及び北工区の縮小、中央地区の土地利用変更などで5.3haの面積減となり42.3haとしている。その後、今回審議頂いているものは第4回変更となる。そのスケジュールについては、志津川都市計画（高台団地）変更案の説明会を平成28年2月24日（水）に実施し、その後平成28年3月17日から3月31日まで2週間縦覧した。説明会の参加者は合計1名で縦覧者及び意見者は無かった事を報告する。

資料2をご覧いただきたい。変更後の面積や区域を記載している。左ページは前回数値で右ページが今回変更する内容となる。1枚目に計画書、2枚目からは、総括図、東地区の計画図、中央地区の計画図。1枚目、面積は約41.5haで、主に住宅団地、災害公営住宅等の住宅施設、役場、公立病院等の公益的施設、そのほか道路や公園等の公共施設を配置する計画となっている。今回の変更については、具体的には団地登録結果に基づく東地区北工区等の区域の縮小、住宅や区画道路、法面緑地を見直したものである。

資料3からは、もう少し細かい内容をまとめている。1ページは上段に現計画の各地区の戸数、中段に今回の変更戸数、下段に増減数をまとめている。志津川市街地の「戸建て住宅」の戸数を359戸で計画していたが、平成26年1月から2月に実施した団地登録結果を踏まえ、345戸となり14戸の減少となっている。

今回の変更は、この戸数を配置できる計画にしたものである。下の図が今回変更後の土地利用計画イメージ図になる。2ページは、志津川市街地の変更前後の土地利用計画イメージ図になる。3ページは、それぞれの地区の住宅や公益的施設等の見直しに係る配置方針を記載している。今回は、防災集団移転促進事業で行う住宅宅地の面積が2.2haから1.4haに減少しています。4ページは中央地区の状況となっている。5ページからは、東地区の面積変動を比較している。①住宅（防集）では、団地登録による計画戸数の変更により面積を見直し、②区画道路と③法面・緑地では、土地利用の見直しや北工区の縮小により面積を見直している。8ページからは、参考資料として東地区北工区の区域設定について記載している。

現都市計画区域は復興拠点連絡道路との境で区域設定している。北側（山側）においては、工事の施工余分を確保するため、設計上の法尻から概ね1m以上外側で区域設定している。変更箇所として、北工区宅地法面と復興拠点連絡道路の法面の境で区域設定している。また、管理区分明確化のため、地形を考慮し、コンタと概ね垂直になるように設定している。

9ページから11ページについては、中央地区について記載しているが、変更無しである。

12ページについては、住宅施設の見直しで現計画から変更はなく、整備戸数の変更に伴う面積の変更である。

簡単ではあるが、以上で説明を終わる。

ご審議のほどよろしく願います。

## ② 質疑応答

【会 長】 ただいま事務局から説明がありましたが、これについてご質問又はご意見ご

ございませんか。

【委員】 商工会の工業部会から、第2商工団地を造成してもらいたいという願いを過去に町に要望した経緯がある。昨年も同様の要望をしたが、現時点では難しいという回答をもらった。理由として予算及び候補地の余地がないとのことであったが、現在どのような考えなのか伺いたい。本件と直接の関係は無いかもしれないが、よろしくお願ひしたい。

【事務局】 現在の事業は津波防災拠点市街地形成施設の交付金を充当して事業を実施している。この交付金の制度で整備が許されるのは、宅地と公益的施設用地のみとなっており、商工団地の整備は出来ないこととなっている。

商工団地については、現在事業を進めている低地部の60haの区画整理地内の活用をまずは考えていただきたいと思う。

これらの事業地の余裕が飽和状態となったときには、また新たな事業を考えてみたいと思う。

### ③ 採決

【会長】 第1号議案「志津川都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更」について、原案のとおり可決してよろしいか。

【委員】 異議なし。

以上、第1号議案は原案の通り可決。

【会長】 では、以上を以て本日の議事を終了する。

【事務局】 本日の審議結果については、町長宛てに答申いただくことになる。閉会后速やかに、文書にて答申することに異議はないか。

【委員】 異議なし。

## 5 閉会

【事務局】 以上で平成28年度第1回南三陸町都市計画審議会を閉会する。

以上